特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)について

1 特定教育 ・保育施設の運営

〔認定こども園、幼稚園、保育所が対象〕

| 八位山人 | ことも園、切稚園、保育所が対象」 | | | | |
|------|------------------------------------|-----|---|---------|--|
| No | 項目 | 従参 | 国基準 | 区基準 (案) | |
| 1 | 利用定員 | 従 | ・20人以上(認定こども園と保育所のみ) ・施設の区分に応じて、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めること。ただし、3号認定の子どもについては、満1歳に満たない子 どもと満1歳以上の子どもを区分すること | 国基準のとおり | |
| 2 | 提供する教育・保育の内容 及び手続きの説明、同意、 契約 | 従・参 | 特定教育・保育の提供に際し、あらかじめ保護者に対し、次の事項について事前に説明し同意を得ること。 【説明項目】 ・運営規程の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 ・その他教育・保育の選択に資すると認められる重要事項 【説明方法】 ・文書交付(保護者の承諾を得て、電磁的方法による提供可) | 国基準のとおり | |
| 3 | 応諾義務 | 従・参 | ・正当な理由がない場合の申込み拒否を禁止・利用申込みに対し、教育・保育の提供が困難な場合は、適切な他施設を紹介等すること・市町村が行うあっせん、調整及び要請に対しできる限り協力すること | 国基準のとおり | |
| 4 | 定員を上回る申込みがあった場合の選考 | 従 | ・1号認定(教育標準時間認定)(認定こども園と幼稚園のみ) 抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法によること ※あらかじめ選考方法の明示が必要 ・2・3号認定(保育認定)(認定こども園と保育所のみ) 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子ども(支給認定子ども)が、優先的に利用できるよう選考すること ※あらかじめ選考方法の明示が必要 | 国基準のとおり | |
| 5 | 支給認定資格の確認、支給 認定申請に係る援助 | 参 | ・利用開始時に支給認定証を確認すること ・支給認定申請をしていない保護者からの申込みがあった場合、速やかに適切な申請が行われるよう援助すること | 国基準のとおり | |
| 6 | 心身状況等の把握 | 参 | ・子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握に努めること | 国基準のとおり | |
| 7 | 小学校等との連携 | 参 | ・継続的な支援に繋がるよう、特定教育・保育の提供を終了する子どもの情報の提供その他、小学校、特定教育・保育施設、その他機関等との密接な連携に努めること | 国基準のとおり | |
| 8 | 教育・保育提供の記録 | 参 | ・提供日、内容その他必要な事項を記録すること | 国基準のとおり | |
| 9 | 上乗せ徴収等の取り扱い | 従 | ・区が定める利用者負担額のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費や、食費・日用品等実費を徴収可 ・実費等の使途、額及び理由を書面による明示と保護者からの文書による同意を得ること。実費徴収については保護者に領収書交付。 | 国基準のとおり | |
| 10 | 給付費等の額の通知等 | 参 | ・法定代理受領時に保護者に対し給付費額を通知すること ・法定代理受領を行わない際の保護者に対し特定教育・保育提供証明書を交付すること | 国基準のとおり | |

| | | | 次の西海岸に甘べき フドナのともの出れたWオラ 海切に粉本、根本を担告ナフェル | 国基準のとおり |
|----|--------------|---|--|----------------|
| 11 | | | | 国 基準の と わり |
| | | 公子 | | |
| 11 | 教育・保育の取扱力針 | 化 | | |
| | | | | |
| | | | | 戸甘淮のしわり |
| | | | | 国基準のとおり |
| 12 | 評価 | 参 | | |
| | | ・ 外権回 初権國教育整備 ・ 保育の、保育所、保育所 ・ 政策にとしま 知理機能で基準をできるも国教育・保育機能 ・ 政策にとしま 知理機能で基準をできる。 ・ ・ 一旦 に対したのできる。 保護者等人は外部の者による評価を受けること、その需要を公太し及びそれに基づく政策に対めることと ・ ・ 大きもの心身の次別、置かれている政策等の思想に対めることと ・ ・ 子どもの体等の急張等緊急的に保護者以上医療機能 ・ ・ 子どもの体等の急張等緊急的に保護者以上医療機能 ・ ・ 子どもの体等の急張等緊急的に保護者以上医療機能 ・ ・ の発力が定義・ 保育の機能を、不ら方法には結構を受けを(文化交けようとした)場合に区へ通知することとの基準の、 ・ ・ の発力が定義・ 保護者が定義・ でいる政策を受けた(文化交けようとした)場合に区へ通知することとの ・ ・ の機能のも助い。 近点の方針 ・ ・ の機能のも助い。 近点の方針 ・ ・ の機能のも助い。 近点の方針 ・ ・ の場所では、保護内が ・ ない定数す。保護内が機能、料金、環境 ・ の場合の機能は、対金、関連 ・ のまたの実験があたまた。 での場合等で、 ・ のまたの機能を使うとして、 ・ をのまたのの機能は、対金、関連 ・ のよび変な者。 保育の提供を行うし及び時間、提供を行わない」 ・ のを操作がたる対応方法のよびを発展しているのの場所をあたっての協定事業の ・ のよび変な者。 保育の提供ができるよう年業所ごとに機員の最終体制を定めておくこと ・ をの事業所の職員によって官事を提供すること(保定教育・保育の提問に直接政策を及ばさない実際は除く) ・ 関連の管理であることのの場所を必要すること(保定教育・保育の提問に直接政策を及ばさない実際は除く) ・ 関連の管理であることの場所能がある必要を確定すること。 ・ 関連の管理であることのの情報を対象するとと ・ 関連の管理であることの情報を対象になって紹示すること ・ 関連の管理であることの情報を対象を使すすること ・ 関連の管理であることの情報を対象を使すすること ・ 関連の発達がある場所を検索するとと ・ 関連の発達がある場所に対しておかずな変ない。 ・ 関連のの関連を対象を関すると認められる主要を項 ・ でがまたまます。 ・ との他のの利用車点の者の特定教育・保育が定めると認められる主要を項 ・ イともので等を表まり検が 回 ・ とのの他の利用車とある者が定数点に関すると認められる主要を項 ・ イともので等を表まり検が 回 ・ とのの他の利用車点が表示の表示となると認められる主要を項 ・ では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | | |
| 13 | 担談及び採曲 | 去 | ・子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めること | 国基準のとおり |
| 13 | 門畝及い援助 | | ・子ども又は保護者からの相談に応じ、必要な助言等の援助を行うこと | |
| 14 | 緊急時等の対応 | 参 | ・子どもの体調の急変等緊急時に保護者又は医療機関への連絡等必要な措置を講ずること | 国基準のとおり |
| 15 | 区への通知 | 参 | ・保護者が虚偽・不正行為による給付を受けた(又は受けようとした)場合に区へ通知すること | 国基準のとおり |
| | | | ・重要事項に関する規程を定めること | 国基準のとおり |
| | | | ①施設の目的・運営の方針 | |
| | | | ②提供する教育・保育内容 | |
| | | | ③職員の職種、人数、職務の内容 | |
| | 運営規程 | | ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 | |
| 16 | | 会 | ⑤受領する費用の種類、料金、理由 | |
| 10 | | | ⑥利用定員 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | ⑨非常災害対策 | |
| | | | ⑩虐待防止措置 | |
| | | | ⑪その他施設の運営に関する重要事項 | |
| | | | ・適切な教育・保育の提供ができるよう事業所ごとに職員の勤務体制を定めておくこと | 国基準のとおり |
| 17 | 勤務体制確保、情報提供等 | 参 | ・その事業所の職員によって保育を提供すること(特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務は除く) | |
| | | | ・職員の資質の向上のための研修機会を確保すること | |
| 18 | 定員遵守 | 参 | ・利用定員を遵守すること(年度中の需要増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除く) | 国基準のとおり |
| | | | ・施設の見やすい場所に以下の事項について掲示すること | 国基準のとおり |
| | 掲示 | | ①運営規程の概要 | |
| 19 | | 参 | ②職員の勤務体制 | |
| | | | ③利用者負担 | |
| | | | ④その他の利用申込み者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項 | |
| | | | ・子どもの平等な取り扱い | 国基準のとおり |
| 20 | 子どもの適切な処遇 | 従 | ・虐待等の禁止 | |
| | | | ・懲戒に係る権限の濫用禁止(幼保連携型認定こども園と保育所のみ) | |
| | I . | 1 | | |

| | | | ・職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけないこと(退職後含む) | 国基準のとおり |
|-----|--------------|------|---|---------|
| 21 | 秘密保持等 | 従 | ・施設・事業者が小学校、その他の教育・保育施設等へ子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書による保護者の同意を得ること | |
| 22 | 22 情報の提供等 | 4 | ・特定教育・保育施設を利用とする保護者が、適切に選択できるよう情報の提供に努めること | 国基準のとおり |
| 22 | | 参 | ・虚偽または誇大な広告を行わないこと | |
| 23 | 利益供与等の禁止 | 参 | ・当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 | 国基準のとおり |
| | | | ・苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずること | 国基準のとおり |
| | 利用者対応 | | ・苦情内容等を記録すること | |
| 24 | | 参 | ・苦情に関して区が実施する事業への協力すること | |
| | | | ・区から指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと | |
| | | | ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること | |
| 25 | 地域との連携 | 参 | ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること | 国基準のとおり |
| | | | 【事故の発生(再発)防止】 | 国基準のとおり |
| | | | ・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること | |
| | 事故発生防止、発生時対応 | | ・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること | |
| 0.0 | | 公子 | ・事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること | |
| 26 | | 従 | 【事故発生時の対応】 | |
| | | ・事故発 | ・事故発生時は保護者(家族)、区に対し速やかに報告すること | |
| | | | ・事故発生時の状況、処置等を記録すること | |
| | | | ・賠償すべき事故が発生した場合は速やかな損害賠償をすること | |
| 27 | 会計区分 | 参 | ・特定教育・保育事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること | 国基準のとおり |
| | | | ・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること | 国基準のとおり |
| | 記録整備 | | ・子どもに対する特定教育・保育の提供に関する下記事項の記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること | |
| | | | ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 | |
| 28 | | 参 | ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 | |
| | | | ③区への通知に係る記録 | |
| | | | ④苦情の内容等の記録 | |
| | | | ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | |
| | | | ・特別利用保育教育目的(1号認定)の子どもが保育所を利用する場合、当該保育所の利用定員(2号認定)の数を超えない範囲で可能 | 国基準のとおり |
| 29 | 定員外利用の取り扱い | 従 | ・特別利用教育保育目的(2号認定)の子どもが幼稚園を利用する場合、当該幼稚園の利用定員(1号認定)の数を超えない範囲で可能 | |
| | | | | |

2 特定地域型保育事業者の運営

〔家庭的保育事業、小規模保育事業(A型・B型・C型)、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が対象〕

| No. | 項目 | 従参 | 国基準 | 区基準 (案) |
|-----|------------------------------------|-----|--|---------|
| 30 | 利用定員 | 従 | ・各事業の利用定員 家庭的保育事業1人以上5人以下 小規模保育事業A・B型6人以上19人以下 小規模保育事業C型6人以上10人以下(※5年の経過措置あり) 居宅訪問型保育事業1人 ・特定地域型保育事業の種類及び事業所ごとに、3号認定の子どもの利用定員を、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもを区分して定めること | 国基準のとおり |
| 31 | 提供する教育・保育の内容 及び手続きの説明、同意、 契約 | 從·参 | 特定地域型保育の提供に際し、あらかじめ保護者に対し、次の事項について事前に説明し同意を得ること。 【説明項目】 ・運営規程の概要 ・連携施設の種類・名称 ・連携協力の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 ・その他利用申込み者の保育の選択に資すると認められる重要事項 【説明方法】 ・文書交付(保護者の承諾を得て、電磁的方法による提供可) | 国基準のとおり |
| 32 | 応諾義務 | 従·参 | ・正当な理由がない場合の申込み拒否禁止 ・保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子ども(支給認定子ども)が優先的に利用できるよう選 考すること ※あらかじめ選考方法の明示が必要 ・区が行うあっせん、調整及び要請に対し協力に努めること ・利用申込みに対し、教育 ・保育の提供が困難な場合は、連携施設その他の適切な施設を紹介等すること | 国基準のとおり |
| 33 | 心身状況等の把握 | 参 | ・子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握に努めること | 国基準のとおり |
| 34 | 特定教育・保育施設との連携 | 従·参 | ・子どもに対する保育が適正かつ確実に行われること及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、以下の項目に関し連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること ①集団保育の体験、相談助言、その他保育の内容に関する支援 ②代替え保育の提供 ③特定地域型保育事業者等による保育の提供の終了後の連携施設における継続受入 ※5年間の経過措置あり ・居宅訪問型事業者は、利用児の障害、疾病等の状態に応じ、連携する障害時入所施設その他区が指定する施設を確保すること ・保育所型事業所内保育事業者は、上記①②の連携協力を求めることを要しない ・保育の提供の終了に際し、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう密接な連携に努めること | 国基準のとおり |

| | | | 进运力, 20日来在4两位队员会转力取得到但大会联系力上之际之上之际, 2011年1200年3. 《典》中国日经中央之一上五文型。1211 | 日世迷る しいね |
|-------------------|---|-------------------|---|----------|
| | | | ・法に定める利用者負担額以外の特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要な経費や、食費・日用品等実費を、上乗せ徴収可 | 国基準のとおり |
| 35 | 上乗せ徴収等の取り扱い | 従 | ・実費徴収した保護者に領収証を交付すること | |
| | | | ・実費等の使途、額及び理由の書面による明示と保護者からの文書による同意を得ること | |
| 36 | 取扱方針 | 従 | ・厚生労働大臣が定める指針に準じて保育の提供を行うこと | 国基準のとおり |
| | | <i>V</i> O | ・事業の特性に留意し、子どもの心身の状況等に応じて保育を提供すること | |
| 37 | 評価 | 参 | ・自己評価及びそれに基づく改善をすること | 国基準のとおり |
| | H 1 IIII | | ・定期的に外部の者による評価を受けること、その結果を公表し及びそれに基づく改善に努めること | |
| | | | ・重要事項に関する規程を定めること | 国基準のとおり |
| | | | ①事業の目的・運営の方針 | |
| | | | ②提供する特定地域型保育の内容 | |
| | | | ③職員の職種、人数、職務の内容 | |
| | | | ④開所時間、閉所日 | |
| 00 | A 5 11 10 | * | ⑤費用の種類、理由、料金 | |
| 38 | 運営規程 | 参 | ⑥利用定員 | |
| | | | ⑦利用の開始・終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 | |
| | | | | |
| | | | ⑨非常災害対策 | |
| | | | | |
| | | | ⑪その他特定地域型保育の運営に関する重要事項 | |
| | | | ・適切な特定地域型保育を提供できるよう事業所ごとに職員の勤務体制を定めておくこと | 国基準のとおり |
| 39 | 勤務体制の確保等 | 参 | ・その事業所の職員によって保育を提供すること(特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務は除く) | |
| | | | ・職員の資質の向上のための研修機会を確保すること | |
| 40 | 定員遵守 | 参 | ・利用定員を遵守すること(年度中の需要増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除く) | 国基準のとおり |
| | | | ・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること | 国基準のとおり |
| | 記録整備 | | ・子どもに対する特定教育・保育の提供に関する下記事項の記録の整備と、その保存年限(完結の日から5年間) | |
| | | | ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 | |
| 41 | | 参 | ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 | |
| | | | ③区への通知に係る記録 | |
| | | | ④苦情の内容等の記録 | |
| | | | ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | |
| | 支給認定資格の確認、支給 | - | ・利用開始時に支給認定証を確認すること | 国基準のとおり |
| 42 | | 参 | ・支給認定申請をしていない保護者からの申込みがあった場合、速やかに適切な申請が行われるよう援助すること | |
| | 42 支給認定資格の確認、支給 参 ・利用開始時に支給認定証を確認すること ・支給認定申請をしていない保護者からの申込みがあった場合、速やかに適切な申請が行われるよう援助すること ・継続的な支援に繋がるよう、特定教育・保育の提供を終了する子どもの情報の提供その他、小学校、特定教育・保育施設、その他機関等との密 | 国基準のとおり | | |
| 43 | 小学校等との連携 | 参 | 接な連携に努めること | |
| 44 | 教育・保育提供の記録 | 参 | ・提供日、内容その他必要な事項を記録すること | 国基準のとおり |
| \longrightarrow | | | ・法定代理受領時に保護者に対し給付費額を通知すること | 国基準のとおり |
| 45 | 給付費等の額の通知等 | 参 | | |

| 46 和談及び認明 参 ・子ども欠け保護者からの相談になし、必要な助言等の援助を行うこと 48 区への細知 参 ・子どもの体調の急要等場合に作業者又は医療機関への連絡等必要な指置を指すること ・保護者が監修・不正行為による部位を受けた(文は受けようとした)場合に区へ通知すること ・施設の見やすい場所に以下の事項について掲示すること ・施設の見やすい場所に以下の事項について掲示すること ・施設の見やすい場所に以下の事項について掲示すること ・施設の見やすい場所に以下の事項について掲示すること ・施設の見やすい場所に以下の事項について掲示すること ・施設の見やすい場所に以下の事項について掲示すること ・施設の見やすい場所に対しております。保育施設の選択に管すると認められる重要事項 ・子どもの平等な取り扱い ・ 造行者の関連 ・ 選し、業務上別の場た利用者又近その家族の秘密を補らしてはいけないこと (追院後含む) ・施設・事業者が小学校、その他の教育・保育施設を発行しておいけるいこと (追院後含む) ・施設・事業者が小学校、その他の教育・保育施設等へ子どもに関する情報を提供に努めること ・成体または音を作るといこと ・ 非定案等、保育施設を紹介することの教育として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない ・ 清け会作窓口を設使する事かないこと ・ 古情の事等を記録すること ・ 苦情会作窓口を設使すること ・ 苦情会作窓口を設使すること ・ 苦情会作窓口を設使すること ・ 大情は多から、関連すること ・ 大情は多から、関連すること ・ 大情は多から、関連すること ・ 大情は多から、関連すること ・ 大情は多から、関連すること ・ 大情なの発生(編集)所出 ・ 本族を生効止、発生助力がは、報告方法等について記載された手数発生助しの指針を整備すること ・ 本族を生功から、報告方法等について記載された手数発生助しの指針を整備すること ・ 本族を生助のかは、報告方法等について記載された手数発生助しの指針を整備すること ・ 本族を生助のかは、報告方法等について記載された手数発生助しの指針を整備すること ・ 本族を生助のかは、報告方法等について記載された手数発生助しの指針を整備すること ・ 本族を生りがは、 ・ 本族を生いはこれに至る危険性がある事態が生した場合の報告・分析による政治策定を確実しに周知徴能する体制を整備すること ・ 本族を生がしたがより | 国基準のとおり |
|--|---------|
| 48 区への通知 | |
| | 国基準のとおり |
| 49 | 国基準のとおり |
| # 表示 | 国基準のとおり |
| ③利用者負担 ④その他の利用申込み者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項 子どもの適切な処遇 | |
| (3) その他の利用申込み者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項 | |
| 1 | |
| 50 子どもの適切な処遇 | |
| 51 秘密保持等 ・職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけないこと(退職後含む)・施設・事業者が小学校、その他の教育・保育施設等へ子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書による保護者の同意を得ること ・物定教育・保育施設を利用とする保護者が、適切に選択できるよう情報の提供に努めること・虚偽または誇大な広告を行わないこと | 国基準のとおり |
| 1 | |
| ● 秘密保持等 ● ・施設・事業者が小学校、その他の教育・保育施設等へ子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書による保護者の同意を得ること ● 特定教育・保育施設を利用とする保護者が、適切に選択できるよう情報の提供に努めること。虚偽または誇大な広告を行わないこと ● 3 利益供与等の禁止 ● ・当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない ・ 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。 苦情内容等を記録すること。 苦情に関して区が実施する事業への協力すること。 | |
| 52 情報の提供等 ・特定教育・保育施設を利用とする保護者が、適切に選択できるよう情報の提供に努めること・虚偽または誇大な広告を行わないこと・虚偽または誇大な広告を行わないこと・当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない・苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずること・苦情内容等を記録すること・苦情内容等を記録すること・苦情内容等を記録すること・苦情内容等を記録すること・活情内容等を記録すること・どのも指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと・改善を行うこと・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること・地域との連携 55 地域との連携 参・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること 【事故の発生(再発) 防止】・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること・事故発生内止の指針を整備すること・事故発生のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること・事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること | 国基準のとおり |
| 52 情報の提供等 参 ・虚偽または誇大な広告を行わないこと 53 利益供与等の禁止 参 ・当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない 54 利用者対応 ・苦情で付窓口を設置する等の必要な措置を講ずること 54 利用者対応 参 ・苦情に関して区が実施する事業への協力すること ・区から指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと ・区から指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること 「事故の発生(再発)防止】 ・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること 56 事故発生防止、発生時対応 従 | |
| 53 利益供与等の禁止 参 ・当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない 54 利用者対応 ・苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずること ・苦情内容等を記録すること ・苦情に関して区が実施する事業への協力すること ・区から指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと ・ 改善を行った場合は、求めに応じて報告すること ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること ・ 地域との連携 参 ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること 【事故の発生(再発)防止】 ・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること ・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ・ 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること ・ 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること | 国基準のとおり |
| 54 利用者対応 ・苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずること ・苦情内容等を記録すること ・苦情に関して区が実施する事業への協力すること ・区から指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること ・ 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること | |
| 54 利用者対応 ・苦情に関して区が実施する事業への協力すること ・区から指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと・改善を行うこと・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること 55 地域との連携 ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること 【事故の発生(再発)防止】・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること・事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること | 国基準のとおり |
| 54 利用者対応 参 ・苦情に関して区が実施する事業への協力すること ・区から指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること ・ 地域との連携 参 ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること | 国基準のとおり |
| ・区から指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること 55 地域との連携 参 ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること 【事故の発生(再発)防止】 ・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること ・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ・事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること ・事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること | |
| ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること 55 地域との連携 ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること 【事故の発生(再発)防止】 ・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること ・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ・事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること | |
| 55 地域との連携 ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること | |
| 「事故の発生(再発)防止」 ・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること ・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ・事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること | |
| ・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること ・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ・事故発生防止、発生時対応 従 | 国基準のとおり |
| ・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ・事故発生防止、発生時対応 従 | 国基準のとおり |
| 56 事故発生防止、発生時対応 従 ・事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること | |
| | |
| 30 事成光生初立、光生時初心 佐 【事故発生時の対応】 | |
| | |
| ・事故発生時は保護者(家族)、区に対し速やかに報告すること | |
| ・事故発生時の状況、処置等を記録すること | |
| ・賠償すべき事故が発生した場合は速やかな損害賠償をすること | |
| 57 会計区分 参 ・特定教育・保育事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること | 国基準のとおり |
| 特別利用地域型保育の基・法第十九条第一号に該当する子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合、地域型保育事業の認可基準を遵守すること | 国基準のとおり |
| 58 準 | 1 |
| 特定利用地域型保育の基 ・法第十九条第二号に該当する子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合、地域型保育事業の認可基準を遵守すること | 国基準のとおり |
| 59 準 | 4 |